

議第 4 2 号

呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければ</u>ならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 3 2 条 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第 3 6 条</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) ～(9) 略</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 3 4 条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を<u>講じなければ</u>ならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 3 2 条 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第 3 6 条第 1 項</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) ～(9) 略</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 3 4 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>指定居宅介護事業者は，適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講</u></p>

じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第35条 略

2 略

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第36条 略

(衛生管理等)

第35条 略

2 略

(掲示)

第36条 略

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹

底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

(準用)

第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第44条第1項において準用する第36条」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護，外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する第36条第1項」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護，外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第2

2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第2

項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第44条第2項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項, 第23条, 第24条第1項, 第28条, 第33条及び第44条を除く。)の規定は, 基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と, 第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と, 第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と, 第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と, 第32条中「第36条」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで, 第4節(第22条第1項, 第23条, 第24条第1項, 第28条, 第33条及び第44条を除く。)及び第45条から前条までの規定は, 重度訪問介護, 同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業

項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する第36条第1項」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項, 第23条, 第24条第1項, 第28条, 第33条, 第36条の2及び第44条を除く。)の規定は, 基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と, 第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と, 第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と, 第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と, 第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条第1項」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで, 第4節(第22条第1項, 第23条, 第24条第1項, 第28条, 第33条, 第36条の2及び第44条を除く。)及び第45条から前条までの規定は, 重度訪問介護, 同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉

について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第1項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条」と、第48条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第60条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

(運営規程)

第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第74条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(10) 略

サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、第48条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第60条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

(運営規程)

第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第74条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(10) 略

(勤務体制の確保等)

第70条 略  
2・3 略

(非常災害対策)

第72条 略  
2 略

(衛生管理等)

第73条 略  
2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第74条 略

(勤務体制の確保等)

第70条 略  
2・3 略

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第72条 略  
2 略

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第73条 略

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定療養介護事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第74条 略

<p>(身体拘束等の禁止)</p>	<p>2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p>第75条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p>	<p>第75条 削除</p>
<p>2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第77条 略</p>	<p>第77条 略</p>
<p>2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 第75条第2項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>(5) ・(6) 略</p> <p>(準用)</p>	<p>2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 次条において準用する第36条の2第2項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>(5) ・(6) 略</p> <p>(準用)</p>
<p>第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第37条、第38条第1項及び第39条から第41条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第34条の2、第36条の2から第38条(第2項を除く。)まで及び第39条から第41条の2までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。</p>



(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 略

(運営規程)

第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第94条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(12) 略

(衛生管理等)

第92条 略

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第87条の2 略

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第177条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第177条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(運営規程)

第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第94条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(12) 略

(衛生管理等)

第92条 略

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第94条 略

(準用)

第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで及び第75条から第77条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第95条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第95条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。

(準用)

(掲示)

第94条 略

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(準用)

第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条及び第77条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第95条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第95条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。

(準用)

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

（準用）

第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第75条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、第94条中「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

（準用）

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第35条か

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

（準用）

第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第34条の2、第36条の2から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第34条の2、第36条の2から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

（準用）

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第34条（第

ら第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第131条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第131条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第131条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第131条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第131条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」と

1項及び第2項を除く。）から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第131条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第131条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第131条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第131条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第131条において準用する第20条第1項」と、同項

あるのは「第131条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第131条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第131条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第131条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第131条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第124条及び前節（第131条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

(記録の整備)

第141条 略

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) ～(3) 略

(4) 次条において準用する第75条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5) ・(6) 略

(準用)

第142条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第87条の2から第94条まで、第129条及び第130条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業

第3号中「第67条」とあるのは「第131条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第131条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第131条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第131条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第81条、第87条の2から第94条まで、第124条及び前節（第131条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

(記録の整備)

第141条 略

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) ～(3) 略

(4) 次条において準用する第36条の2第2項に規定する身体拘束等の記録

(5) ・(6) 略

(準用)

第142条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第129条及び第130条の規定は、指定自立訓練（生活訓

について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第142条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第139条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第139条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第142条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第142条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第142条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第142条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第142条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第129条、第130条、第134条及び前節（第142条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（従業者の員数）

第146条 略

2～4 略

5 第1項第2号の就労支援員のうち、一人  
以上は、常勤でなければならない。

6 略

（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）

練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第142条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第139条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第139条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第142条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第142条において準用する前条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第142条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第142条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第142条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第129条、第130条、第134条及び前節（第142条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（従業者の員数）

第146条 略

2～4 略

5 略

（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）

第147条 略

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。

(職場への定着のための支援の実施)

第153条 略

(準用)

第155条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第128条、第129条及び第140条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第155条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第155条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第155条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第155条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第155条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは

第147条 略

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第153条 略

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第177条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第177条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第155条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第128条、第129条及び第140条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第155条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第155条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第155条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第155条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第155条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60

「第155条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第155条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第155条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第155条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第155条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第155条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第155条において準用する前条」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第166条 略

条」とあるのは「第155条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第155条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第155条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第155条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第155条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第155条において準用する前条」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第166条 略

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第177条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第177条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第167条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項と



(準用)

第168条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第128条及び第129条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第167条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第168条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第168条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第168条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第168条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第168条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第168条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第168条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第168条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第

して厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第168条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第128条及び第129条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第167条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第168条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第168条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第168条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第168条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第168条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第168条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第168条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第168条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第168条において準用

168条」と、第94条中「前条」とあるのは「第168条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第88条から第94条まで、第128条、第129条及び第164条から第166条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第173条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第173条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第173条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第173条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第173条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第173条」と、第91条中「第94条」と

する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第128条、第129条及び第164条から第166条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第173条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第173条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第173条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第173条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第173条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第173条において準用する第94条第1項」と、第94条第

あるのは「第173条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第164条第1項中「第168条」とあるのは「第173条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第177条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第75条から第77条まで、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第128条(第1項を除く。)、第129条、第164条から第166条まで及び第169条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第175条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第177条において準用する第128条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第177条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第177条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第177条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第177条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第177条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中

1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第164条第1項中「第168条」とあるのは「第173条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第177条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第128条(第1項を除く。)、第129条、第164条から第166条まで及び第169条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第175条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第177条において準用する第128条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第177条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第177条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第177条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第177条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第177条において準用する第20条第1項」

「第67条」とあるのは「第177条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第177条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第177条」と、第94条中「前条」とあるのは「第177条において準用する前条」と、第164条第1項中「第168条」とあるのは「第177条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

#### 第177条の8 略

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第177条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第177条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第177条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第177条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第177条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるの

と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第177条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第177条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第177条において準用する前条」と、第164条第1項中「第168条」とあるのは「第177条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

#### 第177条の8 略

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第177条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第177条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第177条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第177条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第177条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第6

は「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第177条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第177条の6、第177条の10及び第177条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第177条の20において準用する第177条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第177条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第179条 略

2 略

3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第190条 略

2～5 略

(準用)

第194条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第

0条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第177条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第177条の6、第177条の10及び第177条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第177条の20において準用する第177条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第177条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第179条 略

2 略

3 第1項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第190条 略

2～5 略

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第194条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第

24条, 第29条, 第37条から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第75条から第77条まで, 第90条, 第92条, 第94条及び第140条の規定は, 指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第189条」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第184条第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第184条第2項」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第55条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と, 同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第194条において準用する第75条第2項」と, 同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第194条」と, 第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第193条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と, 同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第194条の4 略

24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第76条, 第77条, 第90条, 第92条, 第94条及び第140条の規定は, 指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第189条」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第184条第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第184条第2項」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第55条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と, 同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第194条」と, 第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第193条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と, 同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第194条の4 略

2・3 略

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第194条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第140条、第182条から第186条まで及び第189条から第193条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の11において準用する第189条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の11において準用する第184条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の11において準用する第184条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194

2・3 略

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第194条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第140条、第182条から第186条まで及び第189条から第193条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の11において準用する第189条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の11において準用する第184条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の11において準用する第184条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」と

条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第194条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第194条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第194条の11において準用する第193条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第197条 略

2 略

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（勤務体制の確保等）

第204条 略

2～4 略

あるのは「第194条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第194条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第194条の11において準用する第193条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第197条 略

2 略

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（勤務体制の確保等）

第204条 略

2～4 略

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを



(準用)

第205条 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第37条から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第75条から第77条まで, 第90条, 第92条, 第94条, 第140条, 第182条から第186条まで, 第187条, 第188条及び第191条から第193条までの規定は, 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第205条において準用する第184条第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第205条において準用する第184条第2項」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第205条において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第205条において準用する第55条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第205条において準用する第90条」と, 同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第205条において準用する第75条第2項」と, 同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第205条」と, 第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第205条において準用する第193条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第140条第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部

防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第205条 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第76条, 第77条, 第90条, 第92条, 第94条, 第140条, 第182条から第186条まで, 第187条, 第188条及び第191条から第193条までの規定は, 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第205条において準用する第184条第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第205条において準用する第184条第2項」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第205条において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第205条において準用する第55条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第205条において準用する第90条」と, 同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第205条」と, 第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第205条において準用する第193条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第140条第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」

サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第187条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第206条 多機能型による指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所，指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第56条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は，第80条第6項，第125条第6項及び第7項，第135条第6項，第146条第4項及び第5項並びに第157条第4項（第170条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，一人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所，指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下こ

と，同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と，第187条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第206条 多機能型による指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所，指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第56条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は，第80条第6項，第125条第6項及び第7項，第135条第6項，第146条第4項並びに第157条第4項（第170条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，一人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所，指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下こ

の条において同じ。)は、第80条第1項第3号及び第7項、第125条第1項第2号及び第8項、第135条第1項第3号及び第7項、第146条第1項第3号及び第6項並びに第157条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第170条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち市長が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬものとすることができる。

(1)・(2) 略

(準用)

第212条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第83条、第91条(第10号を除く。)及び第94条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第212条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第212条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第212条第3項及び第5項において準用する第128条第2項及び第3項並びに第212条第4項において準用する第139条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあ

の条において同じ。)は、第80条第1項第3号及び第7項、第125条第1項第2号及び第8項、第135条第1項第3号及び第7項、第146条第1項第3号及び第5項並びに第157条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第170条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち市長が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬものとするすることができる。

(1)・(2) 略

(準用)

第212条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条(第10号を除く。)及び第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第212条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第212条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第212条第3項及び第5項において準用する第128条第2項及び第3項並びに第212条第4項において準用する第

るのは「第212条第2項において準用する第84条第2項，第212条第3項及び第5項において準用する第128条第2項並びに第212条第4項において準用する第139条第2項」と，第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と，第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに，指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに，その会計を」と，第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する次条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と，同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては，3月）」と，第61条中「前条」とあるのは「第212条第1項において準用する前条」と，第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する第60条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と，同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する第20条第1項」と，同項第3号中「第67条」とあるのは「第212条第2項から第5項までにおいて準用する第90条」と，同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第212条第1項において準用する第75条第2項」と，同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第212条第1項」と，第94条中「前条」とあるのは「第212条第2項から第5項

139条第2項及び第3項」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第212条第2項において準用する第84条第2項，第212条第3項及び第5項において準用する第128条第2項並びに第212条第4項において準用する第139条第2項」と，第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と，第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに，指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに，その会計を」と，第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する次条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と，同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては，3月）」と，第61条中「前条」とあるのは「第212条第1項において準用する前条」と，第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する第60条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と，同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する第20条第1項」と，同項第3号中「第67条」とあるのは「第212条第1項において準用する第90条」と，同項第4号から第6号中「次条」とあるのは「第212条第1項」と，第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と，第94条第

までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第62条, 第75条, 第76条, 第79条, 第84条(第1項を除く。), 第85条(第5項を除く。), 第86条から第90条まで, 第92条及び第93条の規定は, 特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において, 第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と, 第79条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)」とあるのは「特定基準該当生活介護」と, 第84条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と, 第85条第6項及び第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と, 第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と, 第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第62条, 第75条, 第76条, 第88条から第90条まで, 第92条, 第93条, 第124条, 第128条(第1項を除く。), 第129条(第3項を除く。)及び第130条第2項の規定は, 特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において, 第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と, 第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と, 第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と, 第92条第2項中「指

1項中「前条」とあるのは「第212条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第79条, 第84条(第1項を除く。), 第85条(第5項を除く。), 第86条及び第87条の規定は, 特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において, 第79条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)」とあるのは「特定基準該当生活介護」と, 第84条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と, 第85条第6項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第124条, 第128条(第1項を除く。), 第129条(第3項を除く。)及び第130条第2項の規定は, 特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において, 第124条中「自立訓練(機能訓練)(規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と, 第128条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と, 第129条第4項中「指

定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第124条中「自立訓練（機能訓練）（規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第128条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第129条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第62条，第75条，第76条，第88条から第90条まで，第92条，第93条，第129条（第3項を除く。），第130条第2項，第134条及び第139条（第1項及び第4項を除く。）の規定は，特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において，第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と，第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と，第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第129条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第134条中「自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と，

定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第129条（第3項を除く。），第130条第2項，第134条及び第139条（第1項及び第4項を除く。）の規定は，特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において，第129条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と，第134条中「自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と，第139条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

第139条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第62条, 第75条, 第76条, 第86条, 第88条から第90条まで, 第92条, 第93条, 第128条（第1項を除く。）、第129条（第3項を除く。）、第164条から第166条まで, 第169条及び第172条の規定は, 特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において, 第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と, 第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と, 第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と, 第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と, 第128条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と, 第129条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と, 第164条第1項中「第168条」とあるのは「第212条第1項」と, 「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と, 第169条中「規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

付 則

（居宅介護等の利用に関する特例）

第9条 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は, 指定共同生活援助事

5 第86条, 第128条（第1項を除く。）、第129条（第3項を除く。）、第164条から第166条まで, 第169条及び第172条の規定は, 特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において, 第128条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と, 第129条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と, 第164条第1項中「第168条」とあるのは「第212条第1項」と, 「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と, 第169条中「規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

付 則

（居宅介護等の利用に関する特例）

第9条 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は, 指定共同生活援助事

業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1) ・ (2) 略

業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1) ・ (2) 略

## 付 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第7



8条, 第95条, 第95条の5, 第110条, 第110条の4, 第123条, 第131条, 第131条の4, 第142条, 第142条の4, 第155条, 第168条, 第173条, 第177条, 第177条の12, 第177条の20, 第194条, 第194条の11, 第205条並びに第212条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは, 「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間, 新条例第34条の2(新条例第44条第1項及び第2項, 第44条の4, 第49条第1項及び第2項, 第78条, 第95条, 第95条の5, 第110条, 第110条の4, 第123条, 第131条, 第131条の4, 第142条, 第142条の4, 第155条, 第168条, 第173条, 第177条, 第177条の12, 第177条の20, 第194条, 第194条の11, 第205条並びに第212条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については, 新条例第34条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と, 「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と, 「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間, 新条例第35条第3項(新条例第44条第1項及び第2項, 第44条の4, 第49条第1項及び第2項, 第123条, 第177条の12並びに第177条の20において準用する場合を含む。), 第73条第2項及び第92条第2項(新条例第95条の5, 第110条, 第110条の4, 第131条, 第131条の4, 第142条, 第142条の4, 第155条, 第168条, 第173条, 第177条, 第194条, 第194条の11, 第205条及び第212条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは, 「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間, 新条例第36条の2第3項(新条例第44条第1項及び第2項, 第44条の4, 第78条, 第95条, 第95条の5, 第110条, 第110条の4, 第123条, 第131条, 第131条の4, 第142条, 第142条の4, 第155条, 第168条, 第173条, 第177条, 第194条, 第194条の11, 第205条並びに第212条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については, 新条例第36条の2第3項中「講じなければ」とあるのは, 「講ずるよう努めなければ」とする。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。